

奈良県告示第百二十三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により次
のとおり公金の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令
第四百三号）第二十六条の四の規定により告示する。

平成二十一年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した公金

奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月奈良
県条例第二十八号）第二条及び別表に規定する使用料及び手数料に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 ジャックス債権回収サービス株式会社

所在地 東京都品川区東五反田一丁目二番三三号

三 委託事務の取扱開始日

平成二十一年八月三日